

次期秋田市行政改革大綱についての提言

～ 受益と負担の適正化等 ～

秋田市行政改革推進市民委員会

平成 1 8 年 2 月

目 次

1 はじめに	．．．．． P 1
2 提 言	
1 受益と負担の適正化について	．．．．． P 3
(1) テーマ設定趣旨	
(2) 本テーマに関する提言	
2 市民と行政の役割分担について	．．．．． P 5
(1) テーマ設定趣旨	
(2) 本テーマに関する提言	
3 分権型社会に対応した行政システムについて	．．．．． P 7
(1) テーマ設定趣旨	
(2) 本テーマに関する提言	
4 その他	．．．．． P 9
3 おわりに	．．．．． P 10
4 資 料	
・ 提言に関する経緯	．．．．． P 11
・ 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱	．．．．． P 12

1 はじめに

今日、時代が大きな転換点を迎えているといわれています。

我が秋田市におきましても、本市に関わる行政や市民、企業など今後の数年間の活動が、本市の将来の有り様を大きく左右するであろうと認識する市民が増えてきているように感じられます。時代の変化は、今後さらに速度が早まり、規模とともに拡大していくと推測されます。よって、本市が持続可能な自治体であり続けるためには、自主・自立に向けた必要な取組みを速やかに実行に移していくことが不可欠かつ強く求められています。

このような中、本市では、現在の状況に一層的確に対応するために、新たな改革の指針として、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする次期秋田市行政改革大綱（以下「次期行政改革大綱」という。）を平成17年度中に策定することとしました。

我々、秋田市行政改革推進市民委員会（以下「本委員会」という。）は、次期行政改革大綱の策定および推進に関して、特に重要なテーマとして考えられる「受益と負担のあり方」などについて審議し、市民の意見を次期行政改革大綱に反映させるために設置されたものであります。

本委員会は、平成17年8月の発足以来、平成18年2月までに5回開催し、本市を取り巻く様々な行政課題のうち「受益と負担のあり方」や「市民と行政の役割分担」「分権型社会に対応した行政システム」などについて、市民の立場から率直に意見を述べ合うとともに、市民がしあわせを実感できるまちづくりの推進に向けた新たな行政運営の方向性についても、様々な角度から検討を重ねてまいりました。

その結果を今後の市政運営と新たな行政改革の展開に向けての参考となるよう、ここに提言書としてまとめさせていただきました。

市民に開かれた行政改革を力強く実践していただくことを、強く要望いたします。

平成18年2月17日

秋田市行政改革推進市民委員会

会 長 御 牧 平八郎

1 次期行政改革大綱策定理由

- (1) 現行の第3次秋田市行政改革大綱の計画期間が、平成15年度～17年度であることから、平成18年度を計画の初年度とする次期大綱の策定が必要であること
- (2) 現行大綱は市町合併以前の策定であることから、河辺、雄和を含めた新市の行政区域と歳入歳出構造を前提とした新たな行革大綱が不可欠であること
- (3) 総務省の「新地方行革指針」により全国の自治体は平成17年度中に集中改革プランとしての行政改革大綱を策定、公表する必要があること

2 秋田市における行政改革大綱の策定状況

秋田市では、3次にわたる行政改革大綱を策定し、それに基づく行政改革の取り組みを着実に推進してきました。

- (1) 秋田市行政改革大綱（平成7年11月策定）
- (2) 新秋田市行政改革大綱（平成11年3月策定）
- (3) 第3次秋田市行政改革大綱（平成15年3月策定）

3 委員会の所掌事項

- (1) 行政改革大綱の策定のため「受益と負担」などの特定のテーマに提言を行うこと
- (2) 行政改革大綱の推進にあたっての主要な事項に関し、審議すること
- (3) その他行政改革の推進に係る必要な事項に関すること

[用語解説]

「新地方行革指針」：地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

（平成17年3月29日 総務省）

2 提 言

1 受益と負担の適正化について

(1) テーマ設定趣旨

市は、様々な公共サービスを提供していますが、それには人やお金、様々なノウハウや手間など多様なコストがかかっています。市が提供するこれらのサービスは、サービスの受け手である受益者とサービス提供に要するコストの負担者が異なる場合が多いという特色を持っています。また、サービスの根元的な財源は市税ですが、市のサービスすべてを賄うことは現実的には困難です。受益と負担の開きが大きすぎると負担の公平性や公益性が損なわれ適当ではありません。

本市の実態を見ると、サービスの対価である手数料や使用料については何に準拠するか、原価にどこまで含めるかなど、必ずしも統一的な対応がなされていないものや、長期間にわたって改定されていないものも見受けられます。

一方で、政策的判断による公共施設利用の無料化等が行われており、それぞれの活動を支援し、活発化させ、公共の福祉の増進に一定の成果をあげてきたのも事実です。

このようなことから、市が提供する公共サービスの質・量とそれに要する様々なコスト、適正な負担の程度を明確にしたうえで、受益者と非受益者とのバランスを考慮して、施設使用料・手数料をはじめ全ての受益に対する負担についての考え方を整理する、受益者負担全般の適正化が求められています。

したがって、今一度、受益者負担の原則、原価主義に立ち返り、無料化や使用料のあり方、施設の性格に応じた料金設定などについて、再度整理したうえで、見直す必要があると考えます。

(2) 本テーマに関する提言

1 公共サービスの受益と負担のあり方を論ずるに当たって、当該公共サービスの必要性と目的、見込む成果、行政が関与することの妥当性等について、十分に吟味し、妥当性に乏しいと考えられるものについてはサービスの存廃を含む見直しを行うこととされたい。

2 公共サービス提供に要するコストとその構造を明らかにし、コスト削減努力

が十分であるかなどコストの妥当性について吟味し、妥当性に乏しいと考えられるものについてはコスト削減等の取組みを速やかに進められたい。

- 3** 公共サービスの行政関与やコストの妥当性を吟味する際には、市民の安全と安心が確保されていることが前提であることに、十分に留意されたい。
- 4** 公共サービスの性質に応じ、受益者からは適正な負担を求められたい。
- 5** 公共サービスの受益者負担を求めるに当たって、サービスの種類によっては人材育成等の社会的・人的投資機能、所得再配分機能を有する場合があることを考慮されたい。
- 6** 受益者負担の原則を堅持し、政策的判断による無料化や、減免規定、市民と市民以外の区分を設けるときは、その領域、対象者、必要性等を明確にするなど慎重に行われたい。
- 7** 施設使用料の設定に当たっては、原価と料金との対応関係を明確にし、積算根拠を市民に分かりやすく公表されたい。
- 8** 料金収入に影響を及ぼす施設の稼働率、管理運営コスト等についても、常に検証し、問題がある場合には、適宜対処されたい。
- 9** 料金改定は、諸事情に応じ柔軟に行うほか、時期を設定するなど、定期的な見直しに努められたい。
- 10** 法令等に基づき、行政サービスの利用が不可避なものにあっては、不断にコスト削減を行いつつサービスの質の確保に特に努められたい。

2 市民と行政の役割分担について

(1) テーマ設定趣旨

しあわせを実感できる持続可能な地域社会は、住民、自治組織、事業者、事業者団体、民間非営利団体（NPO）、行政など、地域で暮らし活動し、あるいは関わりを持っている多種多様な人々が、主体的に公共サービスを担うことで、形づくられていくものと考えます。

そのための前提条件として、価値観の違いを踏まえながらも、地域の課題とまちづくりのビジョンと目標を共有し、相互の合意により役割を分担し具体的な活動を実践していく「地域経営」が必要であり、行政側はもちろんのこと、市民の側にもその責任を果たしていく姿勢が求められるものと考えます。

また、これからは、事業実施の段階だけではなく、企画、立案や評価の段階においても市民が積極的に参画していくことが必要と考えます。

一方で市が現在担っている公共サービスをアウトソーシングする際には、必要とされる安全と安心を確保したうえで、市民に対して等質なサービスを継続的に提供できるよう、受け手側の能力を慎重に見極める必要があります。同時に、こうした公共分野の担い手となる市民セクターを育成し、支援するための環境整備が課題となっています。

このようなことから、行政は何をどう行うべきか、行政はどこまで関与すべきかを検討したうえで、市民と行政の守備範囲を決めることが必要です。

そのうえで、行政が、関与しなければならないことについては、その必要性や妥当性を市民が納得できるまで説明しつつ、民間で行える事業やサービスは、できるだけ民間で行うようにしていくことが必要です。

(2) 本テーマに関する提言

1 これからのまちづくりの基本として協働の考え方を位置付け、情報の共有や市民参加を一層推進した施策を展開されたい。

2 役割分担のための基盤づくりとして、市民活動の支援、団体の育成に向け、拠点の整備、制度化などを計画的に進められたい。

- 3** 本市の公共サービスのあり方について考え方を整理し、行政の領域、市民の領域、協働する領域の類型化や担い手に係る判断基準を設定するなど、市民と行政の役割分担の明確化を図られたい。
- 4** 公共サービスの提供に当たって、民間で対応可能なものについては、積極的に民営化や民間委託等を推進されたい。
- 5** 市が市民セクター等に公共サービスをアウトソーシングするときは、その内容について積極的に情報提供を行い、説明責任を果たされたい。
- 6** 市民生活に身近な事業分野や施設において、モデル事業を選定するなど、市民セクターや地域コミュニティとの協働の実践を進められたい。

[用語解説]

「地域経営」：持続可能な地域社会を構築していくため、住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを実践していく形態をいいます。

「アウトソーシング」：一般的には外部委託することをいいます。自らの組織が行っている分野で、組織外により優れた経営資源があるならば自らの組織で行うのをやめて、外部の経営資源を活用するべきであるという考え方です。

「市民セクター」：ボランティアや NPO（民間非営利団体）、NGO（非政府組織）といった、市民が中心となって組織して活動をすすめるセクター（分野または部門）を一般的に「市民セクター」と総称します。一方、政府や自治体といった公的部門を「行政セクター」、企業などの経済団体を「企業セクター」と呼びます。

3 分権型社会に対応した行政システムについて

(1) テーマ設定趣旨

分権型社会においては、自己決定・自己責任・自己負担の原則のもと、自主性・自立性の高い自治体を実現していくことが求められています。市は地域の課題を解決しながら、地域を持続可能なより良いものとしていくために、今後一層制約が厳しくなる限られた行財政資源を効果的・効率的に活用しながら、最大の成果を上げていくことが必要です。

また、市が行った施策や事業の成果や結果に関する責任を明らかにしていくことが望まれます。

このような中、本市では、これまで地方分権時代にふさわしい自立した行政主体として、市民が納得する行政サービスを進めるため、市民志向・成果志向の行政経営の実現を目指して取り組んできたところでありますが、未だその途上にあります。

このようなことから、今まで進めてきた取組みをさらに推進し、分権型社会に対応できる行政運営のシステムを確立していくことが必要です。

(2) 本テーマに関する提言

- 1** 市役所という組織のためではなく、市民生活と地域社会を常に念頭に置いた行政改革であるという基本的なスタンスを強く認識し、政策、施策の立案、執行に当たっては市民側から見た成果を強く意識されたい。
- 2** 市民に対しては、地域づくりや行政改革に関わる市の方針を分かりやすく具体的に提示し、市役所においては、職員の士気を高め、職場の活性化を促すよう、市長をはじめとする幹部職員がリーダーシップを発揮し、実行されたい。
- 3** 厳しい社会経済状況にあっても、持続可能な財政運営の確立に努力されたい。
- 4** 行政運営全般について、従来の管理中心的なものに経営的な視点を加え、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）というPDCAサイクルに基づき不断の点検を行いつつ、行政を運営するマネジメントシステ

ムの導入・強化に努力されたい。

- 5** 施策や事業の目標達成度の検証可能な形での数値化や、市民参加による行政評価の実施などに取り組み、市政運営における評価の透明性、実効性を確保し、かつ説明責任を果たされたい。
- 6** 職務の性格や内容を踏まえた給与制度への見直しを進められたい。
- 7** 行政は、市民の安全と安心の確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 8** コンプライアンス の徹底を図ること。
- 9** 適材適所の人員配置を進め、公務能率の向上や行政経営の活性化を図られたい。

[用語解説]

「行政経営」：地域社会をより良くしていくため、行政の運営を従来の管理主体のものから民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れた運営手法に転換しながら、市民の視点に立ち、成果を重視し、自らの判断と責任で行政活動を展開していくことをいいます。

「コンプライアンス」：一般的に、法令や規範を遵守することを意味します。しかしながら、今日では、より広い意味でのコンプライアンスとして、ルールや規則、法規範はもとより、社会良識、社会ルールの遵守などまでも踏み込んで使われるケースも多く、法令遵守をはじめとした市民に信頼される市政運営への取組みを意味します。

4 その他

委員会の審議過程において、委員から次のような意見があった。

< 次期行政改革大綱各部局原案について >

- 市民の生命と財産を守ることが、最重要な政策であることから、改革の視点に災害対策（防災も）を入れるべきである。
- 今冬、市民を苦しめ行政を悩ませた豪雪への対策も入れるべきである。防災対策でこそ、市民協働事業が実践できると思う。
- 第1章第2項の組織・人事・給与の見直しには、議会（議員）も含めることとし、市民の提言を議会改革にも反映させるべきである。

< 市政全般について >

- 今回の大雪に関する対策は本当にいただけなかった。雪のみならず、今後天災があったとき、どうなるかとても心配である。強い指導力を発揮していただきたい。

< 提言素案に対する全体的な意見等について >

- 全体的に、勤労者、市民、特に弱者に対する福利厚生の方針をもっと強く出すべきである。

3 おわりに

地方分権時代を迎えた今日、地方自治体が真に自立し、持続可能な地域社会の構築に向けた戦略的な経営改革ができるかどうか、大きな試練の時を迎えているといっても過言ではありません。

行政改革の中核は、合理化や節約といった単なる量の削減を中心とするものではなく、地域社会をより良いものとして将来世代に引き継いでいくという視点に立ち、良好な公共サービスをいかにして効果的、効率的に提供し、将来の市民をも含めた市民満足度の向上と地域振興に効果をあげるかという質的な転換を図ることにあります。

その意味で、第3次秋田市行政改革大綱における行政評価システム導入をはじめとする市民志向・成果志向の行政システム改革の取組みを進めているところではありますが、この行政システムが新たな行政経営の仕組みとして浸透するには、今後、なお多くの努力と困難が予想されるところであり、依然道半ばであることから不断の改革と継続的な取組みを強く望むものです。

言うまでもなく、こうした取組みは、一部の職員だけで出来るものではなく、市長をはじめとする市トップや管理職の強いリーダーシップのもと、全職員が一丸となって取り組み、時代に即応できる行政システムの構築と市民が求める市民の側に立った行政運営の実現を強く求めるものです。

また、市民に対しても、その時々の方立場の違いにより、サービスの受益者、負担者、協働の担い手など多様な側面を持つことを踏まえたうえで、地域社会の担い手としての自覚を持った行動を求めるものです。

私たち市民委員会は、市が本提言に盛り込んだ内容を速やかに実行に移されることを期待するとともに、委員個人としても今後の地域社会を担う行政と対等なパートナーのひとりとして、これからの秋田市を創っていく活動に参画していきたいと考えています。

資料1 提言に関する経緯

■秋田市行政改革推進市民委員会開催状況（平成17年度）

開催時期	要 旨
第1回委員会 （8月9日）	○ 次の事項に係る資料の事務局説明と質疑 ・ 次期行政改革大綱作成方針およびスケジュールについて ・ 国の集中改革プランについて ・ 秋田市の財政について ・ 委員会のテーマについて
第2回委員会 （9月6日）	○ 委員要求に基づき提出した資料の説明と質疑 ○ 次のテーマについての意見交換 ・ 受益と負担について ・ 市民と行政の役割分担について
第3回委員会 （10月5日）	○ 次のテーマについての意見交換 ・ 使用料・手数料・利用料等市民の負担の水準とその具体的内容について ・ 次期行政改革大綱の方向性について
第4回委員会 （11月24日）	○ 次のテーマについての意見交換と委員会としての結論に向けた方向性の検討 ・ 次期行政改革大綱の骨子および構成について （次期行政改革大綱部局原案を基に） ・ 提言について（提言素案を基に）
第5回委員会 （2月16日）	○ 委員会としての結論の確定 ・ 提言について

平成17年 7 月28日
市 長 決 裁

秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に一層的確に対応する改革の指針としての新たな行政改革大綱の策定および推進に関して、市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(次期大綱の必要性)

第 2 条 次の 3 つの理由により、平成 1 8 年度から 2 2 年度までの 5 年間を計画期間とする次期行政改革大綱を平成 1 7 年度中に策定する。

- (1) 現行の第 3 次秋田市行政改革大綱の計画期間が、平成 1 5 年度～ 1 7 年度であることから、平成 1 8 年度を計画の初年度とする次期大綱の策定が必要。
- (2) 現行大綱は市町合併以前の策定であることから、河辺、雄和を含めた新市の行政区域と歳入歳出構造を前提とした新たな行革大綱が不可欠。
- (3) 総務省の「新地方行革指針」により、全国の自治体に対して平成 1 7 年度中に、集中改革プランとしての行政改革大綱を策定、公表することの指導がある。

(所掌事項)

第 3 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定のため「受益と負担」などの特定のテーマに提言を行うこと
- (2) 行政改革大綱の推進にあたっての主要な事項に関し、審議すること
- (3) その他行政改革の推進に係る必要な事項に関すること

(組織構成)

第 4 条 委員会は、市長が委嘱する委員 1 0 名以内で組織する。

- (1) 委員構成は、行政改革について識見を有する者 8 名以内および公募市民 2 名以内による。
- (2) 委員の任期は 1 7 年度限りとする。
- (3) 委員会に会長および会長代理を置き、市長が任命する。
- (4) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の公開)

第6条 委員会の審議は原則として非公開とするが、会議録についてはホームページ等で公開するものとする。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

別表 1

区 分	委 員 氏 名
会 長	御 牧 平八郎
会 長 代 理	嶋 田 耕 也
委 員	進 藤 利 文
委 員	谷 口 満州美
委 員	梅 森 栄利子
委 員	島 澤 諭
委 員	堀 川 隆 三
委 員	細 川 真一郎
委 員	阿 部 秀 一
委 員	門 間 幸 子